

令和7年度 長野県塩尻志学館高等学校 部活動に関わる活動方針

1 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施し、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加のもと、限られた時間の中で合理的でかつ効率的・効果的に行う。
- (3) 技術・競技力の向上を目指すとともに、生涯学習の一環として継続的に競技を楽しむ心を育てる。

2 活動方針

(1) 活動時間及び日数について

①活動時間 【学 期 中】平日、週休日等3時間程度（練習試合や合宿、大会等を除く）

平日の活動時間は、**19時までとする。**

【長期休業中】平日、週休日等3時間程度（練習試合や合宿、大会等を除く）

②休 養 日 週当たり2日以上 of 休養日（平日1日以上、週休日等1日以上）を設けることを原則とする。
また週休日等の活動は年70日以内とする。

週末の大会参加等で活動した場合や3時間を超える活動をした場合は、その分を、他の日に振り替える。

③そ の 他 定期考査の1週間前（土日を含む）から考査終了までの期間は、原則として、部活動を行わない。大会等がある場合は、学校長の下承を得て活動を行うことができる。

考査前の活動時間は、17時までとし、17時30分までに帰途につく。

(2) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下に該当するものとする。

- ① 高体連・高文連・高野連主催、共催、後援の大会
- ② その他の大会については、学校長が許可した場合のみ参加を認める。

3 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、指導に関する基本方針、練習計画、練習内容、活動時間、休養日を明確にし、保護者に示すとともに活動報告を行う。